



平成22年4月16日

江別市長 三好 昇 様

江別市廃棄物減量等推進審議会  
会長 押谷 一

平成22年2月5日付21環減第114号により諮問のありました次の事項について、  
下記のとおり答申します。

#### 諮問事項

- (1) 不燃ごみの収集回数の変更について
- (2) 指定ごみ袋の可燃・不燃の統一及び少量袋の新設について
- (3) 大型ごみの収集区分の新設について

#### 記

#### 答 申

- (1) 不燃ごみの収集回数の変更について

一昨年10月の分別変更により不燃ごみの一部が可燃ごみとなり、不燃ごみの量が大幅に減少した。その結果、不燃ごみ収集については毎週ほどには必要はなくなり、月1回程度の収集でも不便はない状況にある。しかし、月ごとのバラツキや引越シーズンなどの一時的な大量排出等を考慮すると、月2回の収集が適当である。

- (2) 指定ごみ袋の可燃・不燃の統一及び少量袋の新設について

現行の指定ごみ袋は、平成16年のごみ有料化時に作成したもので10リットルから40リットルまでの4サイズがあり、誤排出を防ぐため可燃・不燃を別色としたが、有料化以前から可燃・不燃の収集日を異なる曜日としていたので、不適正排出はほとんどみられなかった。

したがって袋を統一しても誤排出が増加することはないと思われ、むしろ、袋作成に要する行政経費の削減と取扱店の負担軽減にもなり、袋の統一は理にかなうものである。

また、5リットル少量ごみ袋の新設は、不燃ごみの減少や少人数世帯の増加によるごみ少量化に対応するもので、有料袋を無駄なく使うことにも通じ適当である。

### (3) 大型ごみの収集区分の新設について

現在は、「大型ごみ」という収集区分がなく、ごみステーションに出せるものに原則最大辺1メートル以内というサイズ制限があるため、この制限を超える大型家具類は解体して出すか、自ら環境クリーンセンターに直接搬入するか、委託料を払って収集運搬業者に依頼しなければならない状況にある。また、混載収集により引火の恐れのある石油ストーブや環境クリーンセンターでの適正処理が難しいなどの排出禁止物は、サイズにかかわらずごみステーションへの排出ができず、大型家具類と同様に、市民にとっては労力面、経済面で負担となっている。

こうした状況の下、新たに「大型ごみ」という収集区分を設け、現在ごみステーションへ排出できない品目を収集することは、市民の負担軽減と利便性向上に大変有効である。

なお、収集方式は、大型ごみの形状から戸別収集が、また、手数料については排出抑制と他の有料ごみとの整合性から従量制が適当であるが、詳細については、先行実施している近隣市町村の例を十分参考にしてバランスを図るべきである。

また、現在、大型ごみ収集未実施の一部補完として機能しているごみ処理券方式は、申込みの手間がなくごみステーションへの排出ができ、手数料においても有利なことから、これを維持すべきであるが、新設の大型ごみ収集との違いを明確にし、混乱が生じないよう市民への周知をしっかりと行うことが必要である。